

委託仕様書

1 件名

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に係る輸送広報業務委託(地方会場)

2 契約期間

契約確定日の翌日から2020年9月30日まで

3 目的

東京オリンピック・パラリンピック 2020 大会の地方会場での競技開催にあたり、大会関係者の定時性の確保及び交通渋滞による大会評価を下げないため、関係者・観客の大会ルートに影響がある地域の住民や企業、観客等に対し、交通状況や輸送情報等の大会情報に加え、交通マネジメント施策等を広く周知することで、大会時の交通行動の変容による交通総量の抑制などを目指すことを目的とする。

(1) 広報内容

本業務により広報する内容は、以下のとおりである。

- ・競技日程や輸送手段等の大会情報
- ・大会関係者・観客等の大会輸送ルート情報
- ・会場周辺や駅前等の交通情報
- ・交通需要マネジメント(TDM: 混雑の緩和を実現する取り組み)に関する情報
(①勤務方法の変更②時差出勤・在宅勤務③夏季休暇の取得④物流方法の検討⑤配送時間やルート変更⑥迂回ルート(トラフィックペリメーター)など)
- ・交通システムマネジメント(TSM: 一般交通の流入や通行をコントロールする取り組み)に関する情報
(①特定エリア内の駐停車禁止②特定エリアへの通行制限、など)

(2) 広報対象地域

本業務により広報する地域は、以下のとおりである。

- 北海道(札幌ドーム/札幌大通公園)
- 宮城県(宮城スタジアム)
- 福島県(福島あづま球場)
- 茨城県(茨城カシマスタジアム)
- 神奈川県(江の島ヨットハーバー)
- 静岡県(伊豆ベロドローム/伊豆マウンテンバイクコース/富士スピードウェイ)

(3) 広報対象競技

本業務により広報する競技は、以下のとおりである。

- サッカー(北海道/宮城県/茨城県)
- 野球(福島県)
- セーリング(神奈川県)
- 自転車(静岡県)
- マラソン・競歩(北海道)

4 通則

- (1) 受託者は、本業務を実施するにあたり、委託者と詳細に協議を行い、委託者による事前の承認を受けて本業務を進めるものとする。
- (2) 本業務において発生した一切の費用について、全て受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、本業務の趣旨を理解し、遅滞なく本業務を進めることとする。

5 契約金額の支払方法

受託者による本業務の履行完了後、一括支払いにより処理する。

委託者は受託者から完了届の提出を受け、本業務の履行を確認後、受託者から適正な請求書を受領した日から起算して 30 日以内に支払う。

6 履行場所

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が指定する場所

7 実施体制等

- (1) 受託者は、本契約締結後速やかに本業務を履行するのに必要な人員を確保するとともに、業務責任者、業務副責任者、及び各作業の責任者を置く。
- (2) 業務責任者は本業務を円滑に遂行するため、地方会場毎に委託者と連絡調整を遅滞なく行える体制を整える。
- (3) 業務副責任者は業務責任者の補佐、業務責任者が不在時の代行を行う。
- (4) 受託者は、本契約締結後速やかに作業体制・連絡体制について書面及び電子データで提出するとともに、変更が生じる場合は、委託者と協議の上、速やかに書面に反映する。

8 委託業務の内容

(1) 実施計画及びスケジュールの策定

本業務の実施にあたっては、下記ア～ケの留意点を踏まえること。また、(2)～(3)の事項の実施については、実施計画及び作業スケジュールを策定し、事前に委託者と協議を行い、承認を得ること。

(実施にあたっての留意点)

- ア 東京 2020 オリンピック・パラリンピックの成功に寄与するよう、全体コンセプトを明確にし、交通行動の変更など具体的な行動変容による交通総量の抑制等に寄与する企画であること。
- イ 競技特性や地域(会場)の住民特性・交通事情を踏まえ、目的・ターゲットを明確にすること。
- ウ 競技特性や地域(会場)の住民特性・交通事情を考慮した、広報ツール・広報手段であること。
- エ 競技特性や地域(会場)の住民特性・交通事情を考慮し、複数の広報媒体を活用していること。
- オ デザインや実施回数等において、競技特性や地域(会場)の住民特性・交通事情を考慮し、より多くのターゲットに効果的に伝わる企画であること。
- カ 各地方公共団体や各関係機関の広報媒体(例: 広報誌など)を活用し、より多くのターゲットに効果的に伝わるための協力体制が構築してある企画であること。
- キ 企画において、広告換算や広告測定等で、客観的な効果想定を示すこと。
- ク 予定価格の範囲内で、相乗効果を生み、より効果的・波及的に全体コンセプトが伝わるような自由提案を行うこと。
- ケ 日本語以外に英語・中国語・韓国語の3か国以上の言語に対応できる企画であること。

(2) 企画内容

以下を実施すること。なお、詳細については、別途委託者と協議をし、決定すること。

① チラシ・ポスター

チラシ・ポスターのデザイン制作、印刷、配布、掲示を行うこと。

- ・ 規格は指定しないが、対象地域における用途に応じた規格とすること。
- ・ 作成枚数は概ね以下のとおりとする。なお、チラシ・ポスターの枚数や内訳は、地域(会場)の住民特性や交通事情を考慮すること。

広報対象地域	枚数
北海道	21万枚以上(2会場分)
宮城県	13万枚以上
福島県	9万枚以上
茨城県	7万以以上
神奈川県	20万枚以上
静岡県	27万以以上(3会場分)

- ・ 配布先や掲出場所については、地方公共団体、公民館、図書館の公的機関などに加え、企業や駅や高速道路のSAなど、人が集まる場所や商業施設等とすること。なお、上記以外でよりPR効果が高いと認められる配布先及び掲出場所がある限りは、この限りではない。
- ・ 配布時期や掲出時期については、概ね2020年4月以降とすること。

② マスメディア、デジタル広告、交通広告などの広報媒体の組み合わせについては、以下を考慮し、提案すること。

ア 北海道 大会ルート上には、幹線道路が多く、物流及び地域住民の道路利用者に訴求効果のある広報を行うこと。また、道内外からの観光客が多い時期に開催されるため、観光客にも訴求効果のある広報を行うこと。

イ 宮城 仙台などの中心部から会場までは距離が遠く、ルート上には住宅地、商業施設が多いため、道路利用者等に訴求効果のある広報を行うこと。

ウ 福島 会場までの公共交通機関がほとんどなく、かつ、自家用車保有台数が全国的には高い地域であるため、特に自家用車利用者などに訴求効果のある広報を行うこと。

エ 茨城 上記の福島と同様の交通特性に加え、会場周辺には大規模の工業団地が多く点在しているため、自家用車利用者に加え、物流関係の道路利用者に訴求効果のある広報を行うこと。

オ 神奈川 県内外からの観光客が多い時期に開催されるため、特に観光客にも訴求効果のある広報を行うこと。

カ 静岡 県内外からの観光客が多い時期に開催されるため、地域住民に加え観光客にも訴求効果のある広報を行うこと。

③ 自由提案

相乗効果を生み、効果的・波及的に全体コンセプトが伝わるような広報企画があれば、提案を行うこと。

(3) 上記の実施における管理・運営

上記(1)で作成する実施計画及びスケジュールに基づき、上記(2)の①から③までの事項を含めた事業の運営・進行等、事業実施に付帯する一切の業務を行うこと。また、業務に従事するスタッフに関

しては、その分野の業務に精通し、トラブルに対して柔軟に対応可能な者を配置すること。

9 成果品

以下のとおり、成果物を納入すること。

(1) 成果物

- ア 実施計画書 3部、及びその電子データ一式
- イ 本委託業務で作成した各種制作原稿・データ・素材・ツール等一式
- ウ 実施報告書 3部(A4サイズ)及び電子データ一式。広報掲出などの実績が分かるように作成すること。

提出期限:2020年9月下旬で委託者が別途指定する日時

(2) 納入先

東京都中央区晴海一丁目8番10号 晴海 アイランド トリトンスクエア
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
輸送局 輸送調整部 会場輸送調整第三課 池田・岩谷・藤野

(3) 電子データの提出は、以下によること

- ア Windows形式で表示可能なものとする。
- イ 格納媒体はCD±R(RW)及びDVD±R(RW)を基本とする。また、収納ケース、CD±R(RW)及びDVD±R(RW)等に、委託年度及び委託件名等を付記すること。
- ウ ファイル名はその内容を示すわかりやすいものとし、ファイルリストも添付すること。

(4) 成果品の納入後、内容に不備等があった場合には、速やかに受託者の負担で修正等を行うこと。

10 アンブッシュマーケティングの禁止及びスポンサー供給権の保護

- (1) 受託者は、委託者より別途認められた場合を除き、受託者自身又は受託者の商品若しくはサービス(以下、総称して「受託者商品等」という。)と、本大会、オリンピックムーブメント又はパラリンピックムーブメントとを関連付けてはならず、かつ、そのように受け取られるおそれのある行為をしてはならない。
- (2) 受託者は委託者より別途認められた場合を除き、受託者商品等が、東京2020組織委員会、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、日本オリンピック委員会又は日本パラリンピック委員会(以下、総称して「東京2020組織委員会等」という。)のいずれかによる公式のものである旨、東京2020組織委員会等のいずれかにより選ばれたものである旨、東京2020組織委員会等のいずれかにより承認されたものである旨、東京2020組織委員会等のいずれかによる保証を受けたものである旨、東京2020組織委員会等のいずれかにより推奨されている旨、東京2020組織委員会等のいずれかによる同意を得たものである旨、その他これらに類する事実を表明してはならず、かつ、そのように受けとられるおそれがある行為をしてはならない。
- (3) 受託者は、東京2020組織委員会等との関係又は本契約の内容及び本契約の締結の事実について、受託者自身又は受託者商品等の広告・宣伝の目的を持って公表してはならず、かつ、そのように受け取られるおそれのある行為をしてはならない。
- (4) 受託者は、本委託業務を遂行するに当たり、本大会のマーケティングパートナーの製品カテゴリーに含まれる製品又はサービスを必要とする場合には、法令で認められる限り、当該製品又はサービ

スの供給を受けなければならない。ただし、受託者は、マーケティングパートナーの製品又はサービスが本委託業務の仕様に照らし適切でないと考えられる場合には、事前に委託者の書面による承諾を得た上で、マーケティングパートナー以外の第三者の製品又はサービスの供給を受けることができる。

- (5) 上記(4)の規定により、マーケティングパートナー以外の第三者(以下「非スポンサー」という。)の製品又はサービスの供給を受ける場合には、受託者は、法的に可能な限り、マスキングその他の方法により、非スポンサーの製品又はサービスのブランドが分からない形で供給を受けなければならない、かつ、非スポンサーとの契約において、上記(1)から上記(3)に定める行為を禁止しなければならない。

※アンブッシュマーケティングとは、故意であるか否かを問わず、本大会のマーケティングパートナー以外の組織又は個人が、無断でオリンピック・パラリンピック競技大会の知的財産権(オリンピック・パラリンピックのシンボル、大会エンブレム、マスコット、ピクトグラム、大会名称、各オリンピック大会の静止画、動画、音声、楽曲、メダル、聖火リレープログラム等)を使用し、またはオリンピック・パラリンピック競技大会の知的財産との関連性を生み出すための手段を用いることをいう。

11 環境及び持続可能性への配慮

印刷に当たっては、以下の基準を満たすこと。

(用紙)

使用用紙は、次の①～③を満たすものとする。

- ① 「持続可能性に配慮した紙の調達基準」を満たすこと。
- ② グリーン購入法における総合評価値が80以上であること。ただし、古紙パルプ不使用の指定がある場合を除く。
- ③ 製品の総合評価値及びその内訳等がウェブサイト等で容易に確認できること。

(印刷インキ類)

使用するインキは次のとおりとする。

1. オフセット印刷である場合には、次の基準を満たすこと。

ア. ①のインキを使用する。ただし、①によれない場合は②のインキを使用すること。

① ノン VOC インキ(石油系溶剤を使用しないインキ)又はリサイクル対応型 UV インキ

② 植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキ

イ. インキの化学安全性が確認されていること。

2. デジタル印刷の場合には、次の基準を満たすこと。

① 電子写真方式(乾式トナーに限る。)にあつては、トナーカートリッジの化学安全性に係る水準1(東京都グリーン購入ガイドの P13 品名「トナーカートリッジ」参照)を満たすトナーが使用されていること。

② 電子写真方式(湿式トナーに限る。)又はインクジェット方式にあつては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。

(リサイクル適性)

紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料(古紙リサイクル適性ランクB、C及びDランクの材料)が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。

印刷物へリサイクル適性を表示すること。

(印刷の各工程)

印刷の各工程において、環境配慮のための措置が講じられていること。

(資材確認票の提出)

上記について、別表「資材確認票」を契約締結後速やかに提出すること。

12 協議・打合せ及び記録

業務における協議・打合せは、業務着手時、定期打合せ時及び成果品納入時に行うほか、委託者等が必要とした場合にはその都度検討内容や進捗状況について協議・打合せを行うとともに資料や情報の提供を行うものとする。また、打合せ等の内容については、その都度受託者が書面に記録し、委託者等に確認するものとする。

13 著作権等

本契約の履行の過程で創作されたものが著作権法(昭和45年法律48号)第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合、受託者は、当該著作物に関して、著作権法第2章及び第3章に規定する著作物の権利(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下「著作権等」という。)のうち受託者に帰属するもの(ただし、著作権法第2章第3節第2款に規定する著作者人格権を除く。)を、当該著作物の引渡し時に委託者に対して無償で譲渡するものとする。

本契約の履行の過程で生じる発明、考案又は創作について、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権等の知的財産権を受ける権利及び当該権利に基づき取得される知的財産権は、全て委託者に帰属するものとする。

14 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

(1)ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2)自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

15 持続可能性の確保

(1)発注者及び受注者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行等への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を持続可能な大会とするとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけていくものとする。

(2)受注者は、本契約の履行にあたり、発注者が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」(以下、「調達コード」という。)の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。

(3)受注者は、発注者の求めがある場合、自社における調達コードに関する遵守状況について報告しなければならない。なお、更なる確認が必要な場合には、発注者は受注者に対して、発注者が指定する第三者による監査を行うことができるものとする。ただし、受注者から監査に応じられない正当な理由が示される場合には、この限りではない。

(4)受注者は、自社における調達コードの不遵守があるとして発注者から改善を求められた場合、その事項について改善に取り組み、その結果を発注者に報告しなければならない。

16 一括再委託の禁止

受託者は委託の履行に際し、委託内容の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ、委託者等の承諾を得たときは、この限りではない。

「主要部分」とは、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受託者は、これを再委託することはできない。受託者は、前項に規定する業務及び簡易な業務を除く業務の一部を再委託するに当たっては当該業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。

17 秘密の保持

受託者は、本契約締結の事実並びに本契約の諸条件に従った業務の遂行、その他契約上の債務の履行に関して委託者等から受領し、又は、その他の方法により知り得た一切の事実又は情報について、委託者等が事実を承諾しない限り、何人に対してもその内容を一切公開せず、また開示もしないこと。受託者は、業務遂行を通じ知り得た一切の事実又は情報を、本契約以外の目的には使用しないこと。ただし、その事実又は情報を既に適法に知っていたか、若しくは公知の事実となったもの、又は法令の適用により若しくは官公署、裁判出頭命令、指導、通達等により提出する事実については、この限りではない。受託者が秘密保持義務に違反し、委託者等が損害を被った場合、受託者は、その損害の補償をすること。

なお、契約終了後においても同様とする。

18 個人情報の取り扱い

委託者等が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は 全て委託者等の保有個人情報であり、委託者等の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。

19 情報セキュリティの確保

電子情報の取扱いに関しては、受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準(平成 28 年 4 月 1 日施行)と同様の水準での情報セキュリティを確保すること。なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかつたことにより委託者等が被害を被った場合には、委託者等は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者等が請求する損害賠償額は、委託者等が実際に被った損害額とする。

20 連絡先・担当

東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号 晴海 アイランド トリトンスクエア
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
輸送局 輸送調整部 会場輸送調整第三課
連絡先 venue_transport_3@tokyo2020.jp